

愛媛県教育委員会 8月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年 8月24日（金）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 砂田政輝

委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

委員 星川一治

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫

文化スポーツ部長 中川敬三

生涯学習課長 眞鍋幸一

高校教育課長 丹下敬治

特別支援教育課長 武智一郎

文化財保護課長 濱田健介

国民体育大会準備室長 岡田清隆

高校教育課指導主事 宮部隆彦

高校教育課指導主事 近藤 実

高校教育課指導主事 佐伯幸治

高校教育課指導主事 池田哲也

高校教育課指導主事 菊池博喜

高校教育課指導主事 島瀬省吾

保健スポーツ課指導主事 友澤義弘

指導部長 平岡長治

教育総務課長 横田 潔

義務教育課長 堺 雅子

人権教育課長 宮崎 悟

文化振興課長 荒本 司

保健スポーツ課長 大杉住子

高校教育課教育指導係長奥野勝也

高校教育課指導主事 染田祥孝

高校教育課指導主事 森田桂子

高校教育課指導主事 渡邊郁雄

高校教育課指導主事 佐々木進

高校教育課指導主事 小池照雄

特別支援教育課指導主事 中村徹男

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

(2) 7月定例会会議録の承認

委員長 7月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

閉会中の文教委員会の質疑内容について

教育長 平成19年8月3日に行われた文教委員会における質問及び答弁要旨について報告する。

委員長 教育改革関連三法の改正の中で、副校長を置くことができることとなったが、都市部で1つの学校に教頭が4・5人もいれば校長を補佐するまとめ役として必要であると思うが、副校長を置くことでかえって組織の意思の疎通が図りにくくなることも考えられるので慎重に対応してほしい旨意見を述べる。

教育長 都市部の大規模校でそのような声があって改正がなされたと思うが、管理職を増やしても授業を行う教員の人材が確保できないようなことであれば適当ではないと考えている旨説明する。

委員長 就職状況の中途採用について、大卒でも戦力となる頃の3年目までに3分の1の者が辞めてしまう中で、企業では、昔のような年功序列の制度は崩れて入社年度に関係なく個々の能力を評価していく時代となっており、即戦力となる社会人としての基礎を身に付けている者を中途採用していると思われる旨、並びに学力向上対策について、教員の資質向上とともに、義務教育では、教員が授業に専念できる環境づくりを進め、きめ細かな指導を行うためにも1学級の生徒数を30人以下とすることなども検討していかなければならないと感じている旨意見を述べる。

教育長 新聞記事によると文部科学省では、2008年度からの3年間で公立小中学校の教職員を約2万1千人増員する計画をまとめ、政府予算の概算要求に盛り込むようであり、実現すればありがたいが、財務省との折衝は難しいと考える旨説明する。

委員長 我が国の資源は人であるから、人材育成のために必要な経費は措置すべきであり、少子高齢化などの社会構造の変化の中で、教育に関する予算を充実するために財源をどう確保していくかを考えることが必要である旨意見を述べる。

教育事務所の再編整備について

教育総務課長 地方局の再編を契機として、県下5箇所にある教育事務所を地方局（本局）の設置場所に合わせて3教育事務所に再編すること及び再編による効果を説明する。

委員長 指導主事や社会教育主事の配置数が統合により充実すれば、兼務教科が減少し、専門性が向上するというメリットが考えられるほか、経費節減の意味からもやむを得ないと考える旨意見を述べる。

教育長 総務部門の人員は減少するが、市町村合併が進んでも学校数は同じであり、指導主事や社会教育主事の配置は極力減少させない方向で検討したい旨説明する。

公の施設のあり方検討部会の見直し案について

生涯学習課長 平成19年8月23日に報告された公の施設のあり方検討部会の教育委員会所管施設（7施設9箇所）の見直し案を説明するとともに、この部会の見直し案を踏まえた教育委員会の見直し案を策定する必要がある旨説明する。

愛媛県県立学校再編整備計画検討委員会における検討状況について

高校教育課長 平成19年8月3日に取りまとめられた愛媛県県立学校再編整備検討委員会の高等学校の再編整備基準の原案の内容、及び平成19年9月3日までの間パブリックコメントを実施している旨説明する。

特別支援教育課長 特別支援学校の再編整備計画の原案の内容について説明する。

委員長 その他の協議の中学校教育60年記念教育功労者文部科学大臣表彰については人事案件により非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第44号平成20年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について及び議案第45号平成20年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択についての、審議の公開の是非について意見を求める。

教育長 教科書の採択の審議について、一昨年は、委員の率直な意見の交換を行う必要があることから審議を非公開としていたが、本年度も昨年度と同様に静ひつな環境が確保されていると思われるので、公開しても率直な意見交換は可能と考えられることから、審議を非公開とする必要はないと考える旨意見を述べる。

委員長 審議の公開について他の委員に諮る。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 ヤングボランティアセンターの設置に伴い、愛媛県生涯学習センターに勤務する職員の勤務時間の割振りを改めるため、愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

教育長 当初は、ヤングボランティアセンターを愛媛県生涯学習センターに置くことを考えていたが、場所が松山市内から離れていることから、高校生に毎日通ってもらう利便性や帰りが遅くなったときの安全面

を考慮して松山市内の中心部にある美術館に設置することとしたため、ヤングボランティアセンターに従事する愛媛県生涯学習センターの職員の勤務時間を美術館の開館時間に合わせることにした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 休憩する旨宣する。

生涯学習課長、義務教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長退席する。

高校教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事着席する。

委員長 再会する旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

○議案第44号 平成20年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成20年度に県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程において使用する教科書について、今年度新たに発行された教科書を中心に教科ごとに教科書の特徴を説明するとともに、採択したい教科書として、第1部の663種類685冊を選定した旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

砂田委員 今年度から通信教育用の必要を配慮して発行される教科書が登場したことについて、文部科学省の意図及びどのような教育効果を狙っているのか質問するとともに、地理歴史・公民の教科書で新しく発行された教科書では、アジア諸国との関わりについて、従来の教科書に比べて顕著な記述状況の変更があるかどうか、また、分量がどの程度増減しているのかについて質問する。

高校教育課長 通信制高校では、同一科目を受講する生徒の入学年度に大きな隔たりがあり、新しい教科書が発行されても、発行年度の古い教科書の使用希望が多いことから、発行年度の古い教科書が文部科学省の教科書目録に残っているが、今年度から文部科学省の教科書目録に通信教育用の必要を配慮して発行される教科書として注記されることとなった旨説明する。

佐々木指導主事 アジア諸国との関わりについては、重要な内容であることから分量的には同じである旨、及び特に日本人拉致問題等では、地理歴史科の日本史や公民科の現代社会、政治・経済の中で、2002年に日朝首脳会談が行われ、北朝鮮による日本人拉致問題をはじめとして解決すべき多くの課題が明らかになったという記述がされるなど、アジア

諸国とのつながりが重要である内容の記述がされている旨説明する。

山口委員 国語力の低下が問題となっていると思うが、国語の教科書では読解力などを身に付けさせるためにどのような配慮がなされているのか質問する。

染田指導主事 国語力とは、読み取った内容を解釈し、熟考・評価し、論述する力などであるが、例えば、現代文の教科書では、各教材末に学習、言葉と表現、漢字の項目が設けられ、読解から表現、言語事項へと幅広く学習できるよう配慮がされているなど、読解力、思考力、判断力、表現力を総合的に伸長できるよう構成されている旨説明する。

委員長 日本語が新しい言葉で表現されるようになり、言語力という言葉聞くが、読解力や表現力などを含め総合した言葉が言語力でないかと思っており、国語力と言えいいのを言語力と表現したりして言葉が分かりにくくなってきていると感じている旨意見を述べるとともに、読解力、表現力などの国語力は、すべての基本であると考えてるので、このことについてどのような配慮がなされているのか質問する。

染田指導主事 言語力は、教科「国語」の中で学習する国語力だけでなくあらゆる教科で学習し表現する力として使われていると思われる旨、及び国語力には教科の中で学習する国語力と社会の中で文化を吸収して身に付けていく国語力などさまざまな分野で身に付けていく国語力があり、国語の教科書では、教科「国語」の中で身に付けるべき国語力が養われるように配慮されている旨説明する。

教育長 選定しなかった教科書の選定しない理由が、改訂版の教科書が発行されているからとのことであるが、学校から改訂前の教科書の使用希望があるのはどうしてであるか説明を求める。

高校教育課長 改訂版の教科書の変更点が十分に認識されていなかったことも考えられる旨説明する。

砂田委員 芸術の教科書で、音楽と美術は、西洋の音楽と美術の記述が主流であると認識しているが、日本文化の基盤となる音楽、美術と西洋の音楽、美術の記述の割合では、やはり西洋音楽、美術の記述の方が多いのか質問する。

菊池指導主事 音楽と美術の教科書について、西洋の音楽と美術の記述が多いのは評価を受けた作品数が諸外国の作品の方が多いことからであるが、日本の伝統的な音楽や美術の良さが見直されて記述が増えてきていて、例えば、美術の教科書の中では、北斎の絵をゴッホが模写しているように日本の絵画と西洋の絵画が行き来するような内容もあり、お互いの良さを見比べ理解しあう内容となっている旨説明する。

和田委員 家庭科の教科書で、家庭基礎、家庭総合、生活技術は、どのように履修していくのか質問する。

森田指導主事 普通教科「家庭」では、学校の実情に応じて家庭基礎、家庭総合、生活技術の中からひとつの科目を選択して履修することとなる旨説明する。

和田委員 食育の大切さが言われ栄養教諭も配置しているが、家庭科の専門科目「フードデザイン」では、食育についてどのように取り扱われているのか質問する。

森田指導主事 専門科目「フードデザイン」は、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどの作ることから食べるところまでを総合的に学習する科目であるが、食育について、空間を演出して食を楽しむようなテーブルコーディネートの内容が充実しており、食育の目標を学習を通して達成させる内容となっている旨説明する。

山口委員 環境問題について、工業などの教科書ではどのように取り扱われているのか質問する。

渡邊指導主事 工業では、環境に配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的に、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てることを目標として、例えば、電力技術の教科書では、発電の中で省エネルギー対策、環境対策を取り上げ地球環境との調和の大切さが示され、環境や資源について配慮した内容となっている旨説明する。

佐伯指導主事 理科では、廃棄物が出ないように努力するクリーンケミストリーやクリーンエネルギーの概念等が、理科総合Aや化学の科目で取り上げられている旨説明する。

佐々木指導主事 公民科では、現代社会や政治・経済において、国際関係の中で地球環境問題について話し合い、解決するような道筋を考える内容を学習する旨説明する。

教育長 21世紀は環境の世紀であり、学校ごとにしっかりとした体系をつくり、教科ごとでなく各教科が連携しながら環境教育に取り組む必要がある旨説明する。

高校教育課長 環境問題については、各教科のほか、ボランティア活動、総合的な学習の時間などすべての教育活動の中に盛り込んで取り組みたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第45号を上程する。

○議案第45号 平成20年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 平成20年度に県立特別支援学校において使用する

教科書について、高等部で使用する文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書は98種類98冊、並びに学校教育法第107条の規定による教科書は、特別支援学校視覚障害者用55冊、特別支援学校聴覚障害者用31冊、特別支援学校知的障害者用46冊、計132冊を採択したい教科書として選定した旨説明するとともに、学校教育法第107条の規定による教科書132冊のうち、今年度から新たに採択しようとする特別支援学校視覚障害者用1冊、特別支援学校知的障害者用3冊の教科書について特徴を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 休憩する旨宣する。

高校教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事退席する。

生涯学習課長、義務教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長着席する。

委員長 再会する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した公立学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(5) その他

○中学校教育60年記念教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 中学校教育60年記念教育功労者文部科学大臣表彰の披
表彰候補者（5名）の推薦について説明をする。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後4時35分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。